

中小企業組合等支援施策情報

■「緊急就職サポート事業」スタート

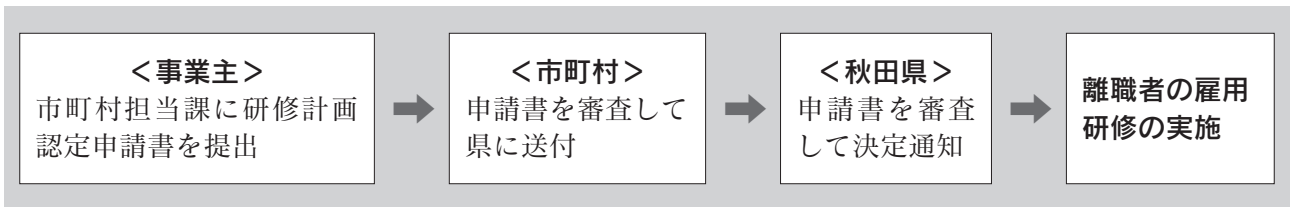
秋田県は、離職者を雇用してOJTとOFF-JTを組み合わせて3ヵ月以上の研修を行い、その後正規雇用した事業主に対し、人件費及び研修経費を助成します。

なお、平成24年6月1日以降に離職者等を雇用し、補助要件に合致する場合も補助対象とします。

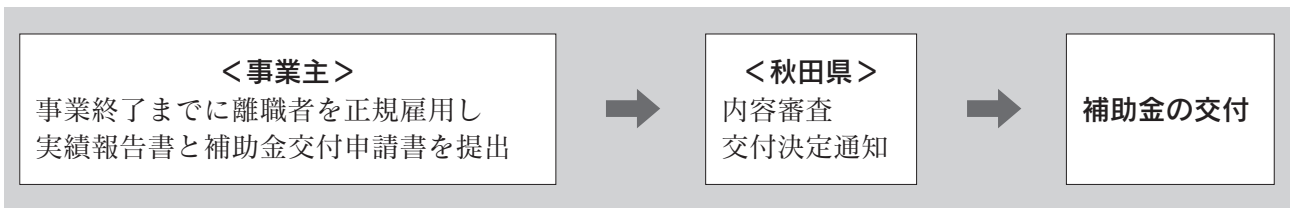
- 事業所要件 県内の民間企業等(社会保険及び雇用保険に加入していない事業所や、申請前6ヵ月以内に事業主都合による解雇をした事業所等は除外されます)
- 補助率及び補助限度額
10 / 10、原則10名分まで
ただし1名につき、3ヵ月間の研修事業の場合は50万円、6ヵ月の場合は100万円、1年間の場合は200万円を限度とします。
- 申請期限 平成26年9月末まで(平成24年10月31日までに終了した研修事業について申請する場合の申請期限は12月28日です。)

事業フロー

①交付申請から事業開始まで



②正規雇用から補助金交付まで



【お問い合わせ先】 秋田県産業労働部雇用労働政策課 就業支援・労政班
☎018-860-2301(または2332) FAX 018-860-3833
URL <http://www.pref.akita.lg.jp/koyorodo/>

■セーフティネット貸付(経営環境変化資金)

社会的、経済的環境変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している方のための融資制度です。

貸付限度額	資金用途	償還期間	貸付利率
4,800万円	設備資金 運転資金	設備 15年以内 運転 8年以内	※年1.45～3.05% (平成24年10月15日現在)

※一定の要件に該当する場合、貸付利率を最大0.5%引下げ

また、国内の経済活性化に繋がる設備資金について、各融資制度に定める利率から、当初2年間の貸付利率を0.5%引き下げる特例もあります。(設備資金貸付利率特例制度)

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫 国民生活事業
秋田支店 秋田市中通五丁目1-51北都ビルディング1F ☎018-832-5641
大館支店 大館市御成町二丁目3-38 ☎0186-42-3407